



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

中部運輸局・北陸信越運輸局・公正取引委員会事務総局中部事務所

令和7年10月6日 14時00分同時発表

＜お問合せ先＞

中部運輸局自動車交通部貨物課 神戸、深谷、高橋

TEL : 052-952-8037

E-mail : cbt-tbgmen07@ki.mlit.go.jp

北陸信越運輸局自動車交通部貨物課 水上、廣川

TEL : 025-285-9154

E-mail : hrt-kamotsu@ki.mlit.go.jp

公正取引委員会事務総局中部事務所下請課

TEL : 052-961-9424

同時発表：福井県政記者クラブ、石川県政記者クラブ

**中部運輸局・北陸信越運輸局・公正取引委員会
中部事務所が合同でトラックドライバーへの聴き
取り調査及び改正下請法の周知啓発を実施します！**

国土交通省及び地方運輸局では、物流の「2024年問題」に適切に対応し、物流全体の適正化を図るため、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づいて、恒常的な長時間の荷待ちの発生などの「違反原因行為」をしている疑いのある荷主等に対して「働きかけ」「要請」等の是正指導を行っています。

このたび、経済圏を一体とする北陸3県における長時間の荷待ちなどの「違反原因行為」に係る情報を収集するとともに、令和8年1月1日から施行される製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（改正下請法。以下「取適法」という。）について周知啓発を行うため、福井県を管轄区域に含む中部運輸局及び石川県・富山県を管轄区域に含む北陸信越運輸局並びに公正取引委員会事務総局中部事務所が合同でトラックドライバーへの聴き取り調査と実施施設の利用者に対して取適法の周知活動を実施しますので以下のとおりお知らせします。

【トラックドライバーへの聴き取り調査及び取適法の周知活動】

日 時：令和7年10月10日（金）12：30～14：30

場 所：北陸自動車道 尼御前サービスエリア（上り・下り）

実 施 者：トラック・物流Gメン（各運輸局・運輸支局）Gメン調査員（適正化事業実施機関）、公正取引委員会事務総局中部事務所

【取材について】

取材を希望される場合には、「取材申込・取材時の留意事項」をご確認のうえ、
10月8日（水）14時までに前頁の〈お問合せ先〉の E-mail までご連絡ください。お申込みは報道機関（支社等を含む）の所在する地域を管轄する運輸局にご連絡ください。両運輸局の管轄外の報道機関については、北陸信越運輸局までご連絡ください。公正取引委員会事務総局中部事務所へのお問合せはお電話にてご連絡ください。

電話でのお問合せは、9時00分から17時00分までとさせていただきます。

取材申込・取材時の留意事項

- 取材時は機関名がわかるよう自社の腕章等の着用をお願いします。
- 活動当日の集合時間・集合場所については、取材を希望された機関あてに個別にお知らせします。
- 施設の一般利用者、トラックドライバー等への取材、撮影については、個別に許可を得たうえで行ってください。
- 撮影される場合には、施設の一般利用者、トラック事業者、トラックドライバーが特定されないようプライバシーの保護に十分配慮していただきますようお願いします。
- 活動の取材にあたり撮れ高を保証することはできませんのでご承知おきください。
- 当日の取材については、運輸局職員、公正取引委員会職員、施設管理者の指示に従ってください。実施場所によっては、施設管理者の判断により取材いただくことができない場合がありますのでご承知おきください。
- 悪天候の場合には、中止又は規模を縮小して実施する場合があります。